七　インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話
八　（略）
九　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの
イ・ロ　（略）
ハ　インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話
ニ　（略）
十～四十一　（略）
3～6　（略）
（補助電源）
第三百一条の二の二　（略）
2　前項の規定により備える補助電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第三号及び第四号に掲げる設備、Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第二号から第四号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。
一・二　（略）
三　インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話
四　（略）
五　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの
イ・ロ　（略）
ハ　インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話
ニ　（略）
六　（略）
3　（略）
（適用範囲）
第三百二条の十四　燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船（貨物船のうち、ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として積載するように設計された船舶をいう。）の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。
（無線電信等の施設）
第三百十一条の二十二　船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等（法第四条第一項の「無線電信等」をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
一　（略）
二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電話等
国際航海旅客船等	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (1)　（略） (2)　インマルサット等直接印刷電信
	ロ・ハ　（略）

七　インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話
八　（略）
九　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの
イ・ロ　（略）
ハ　インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話
ニ　（略）
十～四十一　（略）
3～6　（略）
（補助電源）
第三百一条の二の二　（略）
2　前項の規定により備える補助電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第三号及び第四号に掲げる設備、Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第二号から第四号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。
一・二　（略）
三　インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話
四　（略）
五　船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの
イ・ロ　（略）
ハ　インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話
ニ　（略）
六　（略）
3　（略）
（適用範囲）
第三百二条の十四　燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船（貨物船のうち、二層以上のロールオン・ロールオフ貨物区域を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として積載するように設計された船舶をいう。）の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。
（無線電信等の施設）
第三百十一条の二十二　船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等（法第四条第一項の「無線電信等」をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。
一　（略）
二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電話等
国際航海旅客船等	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (1)　（略） (2)　インマルサット直接印刷電信
	ロ・ハ　（略）